

6 産業廃棄物の処理施設

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物を中間処理または最終処分するための施設で次に掲げる規模のものは、法による設置許可が必要になります。

なお、鹿児島市内に施設の設置を行う場合、許可申請前に「鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱」(98~102頁参照)による事前協議の手続きが必要になります。(設置許可の対象外施設であっても、処分業を目的とした施設については、設置前に事前協議が必要になります。)

(1) 施設の種類【法第15条、令第7条】

中間処理施設

産業廃棄物	処理施設	処理能力
1 汚泥	脱水施設	10m ³ /日を超えるもの
	乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの
	天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの
	焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物を除く。)	5m ³ /日を超えるもの又は 200kg/時以上のもの若しくは 火格子面積が2m ² 以上のもの
2 廃油	油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの
	焼却施設 (廃PCB等を除く。)	1m ³ /日を超えるもの又は 200kg/時以上のもの若しくは 火格子面積が2m ² 以上のもの
3 廃酸、廃アルカリ	中和施設	50m ³ /日を超えるもの
4 廃プラスチック類	破碎施設	5t/日を超えるもの
	焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物を除く。)	100kg/日を超えるもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの
5 木くず	破碎施設	5t/日を超えるもの
6 がれき類	破碎施設	5t/日を超えるもの

産業廃棄物	処理施設	処理能力
7 有害物質を含む汚泥	コンクリート固型化施設	すべて
8 水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	すべて
9 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物	分解施設	すべて
10 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物	焼却施設	すべて
11 廃P C B等又はP C B処理物	分解施設	すべて
12 P C B汚染物又はP C B処理物	洗浄施設 分離施設	すべて
13 上記を除く産業廃棄物	焼却施設	200kg／時以上のもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの

最終（埋立）処分場

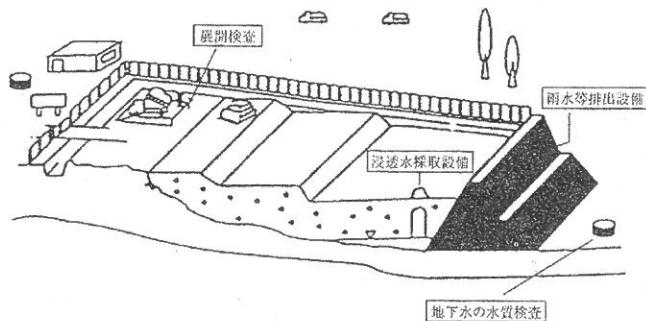
処理施設	処理能力
1 安定型	すべて
2 管理型	すべて
3 遮断型	すべて

(2) 最終処分場

廃棄物を最終的に埋め立てる処分場のタイプは3つあります。

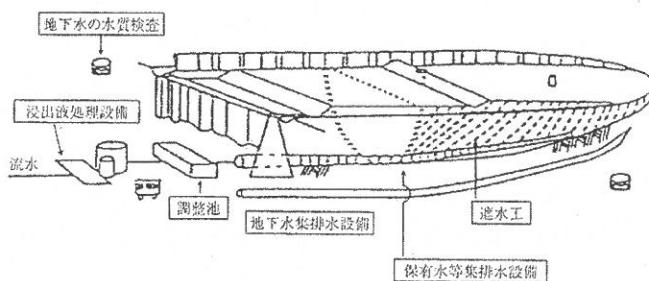
① <安定型最終処分場>

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などいわゆる安定5品目といわれる廃棄物に限って、埋め立てることができます。



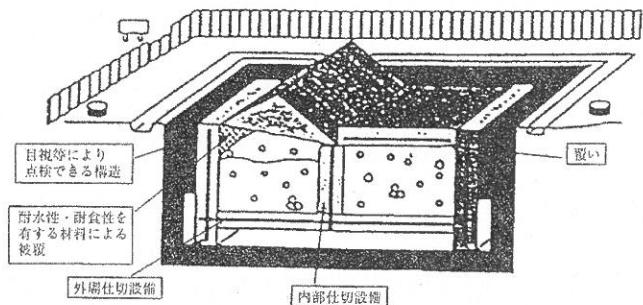
② <管理型最終処分場>

無害な燃え殻、汚泥、動植物性残さなどを埋め立てることができます。



③ <遮断型最終処分場>

有害物質を埋め立てることができます。



(3) 最終処分場に係る基準

構造基準

基 準 の 内 容	安定	管理	遮断
1 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設けること。)	○ ○	○ ○	○ ×
2 入口の見やすい箇所に、最終処分場（遮断型については有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場）であることを表示する立て札その他の設備が設けられていること。	○	○	○
3 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	○	○	○
4 廃棄物の流出防止のための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 ① 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ② 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	○ ○	○ ○	×
5 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な措置（遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備等）が講じられていること。	×	○	×
6 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。	×	○	○
7 必要な要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。	×	×	○
8 面積 50 m ² 超又は容量 250 m ³ 超の埋立地は、必要な要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積が概ね 50 m ² 超又は一区画の容量 250 m ³ 超とならないように区画すること。	×	×	○
9 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合には、埋立地内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。 (平成 10. 6. 17 以前に設置の既存施設には適用なし。)	○	×	×
10 水質検査を行うための浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。）採取設備が設けられていること。	○	×	×

維持管理基準

基 準 の 内 容	安定	管理	遮断
1 埋立地以外に廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずること。	○	○	○
2 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○
3 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	○	○	○
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	○	○	○
5 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。)	○	○	○
6 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○	○	○
7 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	×
8 遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	×	○	×
9 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。	×	○	×
10 最終処分場の周縁の 2 カ所以上の場所から採取した地下水(又は地下水集排水設備より採取した水)の水質検査を次により行うこと。 ① 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定・記録すること。(※印 電気伝導率、塩化物イオンを除く。) また、ダイオキシン類濃度を測定し、かつ記録すること。 ② 埋立開始後、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上測定・記録すること。 また、ダイオキシン類濃度を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。 ③ 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を 1 月に 1 回以上測定・記録すること。 ④ 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定・記録すること。 また、ダイオキシン類濃度を測定し、かつ記録すること。	○※ ○ ○ × ×	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ×

基 準 の 内 容	安定	管理	遮断
11 周縁地下水（又は地下水集排水設備より採取した水）の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合は、その原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講ずること。 また、ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、同様な措置を講ずること。	○ ×	○ ○	○ ×
12 雨水が入らないよう必要な措置を講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	×	○	○
13 保有水等に係る調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	×	○	×
14 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ① 放流水の水質が排水基準等及びダイオキシン類の許容限度に適合することとなるように維持管理すること。 ② 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ③ 放流水の水質検査を次により行うこと。 ア. 排水基準等に係る項目及びダイオキシン類について、1年に1回以上測定・記録すること。 イ. 水素イオン濃度、BOD(COD)、SS、窒素含有量について1月に1回以上測定・記録すること。	×	○	×
15 地表水の埋立地への流入を防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	×	○	○
16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	×	○	×
17 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	×	○	×
18 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	×	○	×
19 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	○	○	○

基 準 の 内 容	安定	管理	遮断
20 埋立地のたまり水は、埋立処分開始前に排除すること。	×	×	○
21 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	○
22 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	○
23 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	○
24 廃棄物を埋め立てる前に、目視による展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	○	×	×
25 採取設備により採取された浸透水の水質検査を、地下水等検査項目について1年に1回以上、BOD又はCODについて1月に1回（埋立終了後は3月に1回）以上の頻度で行い、記録すること。	○	×	×
26 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境保全上必要な措置を講ずること ① 採取設備により採取された浸透水の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、基準に適合していないとき。 ② 採取設備により採取された浸透水のBOD又はCODに係る水質検査の結果、BODが20mg/㍑又はCODが40mg/㍑を超えているとき。	○	×	×
27 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	○	×	×
28 27により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	○	×	×
29 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	○	○	○

廃止の基準

基 準 の 内 容	安 定	管 理	遮 断
1 最終処分場の外に悪臭が発散しないように、必要な措置が講じられていること。	○	○	○
2 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○
3 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○
4 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	○	○	○
5 最終処分場の周縁の 2 カ所以上の場所から採取した地下水（又は地下水集排水設備より採取した水）の水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。（ただし、水質の悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。） ① 地下水等の水質が、地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 ② 地下水等の水質が、地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	○	○	○
6 採取設備により採取された浸透水の水質が、地下水等検査項目に係る基準に適合し、又 BOD が 20mg/ℓ 以下であること。	○	×	×
7 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、①及び②に掲げる項目についてそれぞれ①及び②に掲げる頻度で 2 年（埋め立てる廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更以後の 2 年）以上にわたり行われた水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 ① 排水基準等に係る項目（②の項目以外）について 6 月に 1 回以上 ② 水素イオン濃度、BOD (COD)、SS、窒素含有量について 3 月に 1 回以上	×	○	×
8 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な措置（遮水工等）が講じられていること。	×	○	×
9 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。	×	○	×
10 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられている設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	○	○	○

準の内容	安定	管理	遮断
11 必要な要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。	×	×	○
12 外周仕切設備と同等の覆いにより埋立地が閉鎖されていること。	×	×	○
13 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。	×	×	○
14 厚さがおおむね 50 cm 以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	×
15 埋立地からガスの発生がほとんど認められること又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。	○	○	×
16 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	×
17 廃棄物の流出防止のための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 ① 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ② 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	○	○	×
18 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合には、埋立地内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。 (平成 10. 6. 17 以前に設置の既存施設には適用なし。)	○	×	×
19 廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあっては、廃棄物が埋め立てられていないこと。	○	○	○

周縁地下水及び浸透水の地下水等検査項目に係る水質基準 (mg/リットル)

1 アルキル水銀	未検出	14 1, 1-ジクロロエチレン	0.1
2 総水銀	0.0005	15 1, 2-ジクロロエチレン	0.04
3 カドミウム	0.003	16 1, 1, 1-トリクロロエタン	1
4 鉛	0.01	17 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
5 六価クロム	0.05	18 1, 3-ジクロロプロペニン	0.002
6 硒素	0.01	19 チウラム	0.006
7 全シアン	未検出	20 シマジン	0.003
8 ポリ塩化ビフェニル	未検出	21 チオベンカルブ	0.02
9 トリクロロエチレン	0.01	22 ベンゼン	0.01
10 テトラクロロエチレン	0.01	23 セレン	0.01
11 ジクロロメタン	0.02	24 1, 4-ジオキサン	0.05
12 四塩化炭素	0.002	25 クロロエチレン	0.002
13 1, 2-ジクロロエタン	0.004		

(4) 焼却施設に係る基準

基 準 の 内 容	
	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
構 造 室 基 準	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼できる燃焼室を設置すること。 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度のままで燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室を設置すること。 外気と遮断された燃焼室を設置すること。 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置を設置すること。 必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室（供給空気量を調節する機能を有するもの）を設置すること。 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること。 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却できる冷却設備を設置すること。 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること。 生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（高度のばいじん除去機能を有するもの）を設置すること。（既存施設に対する括弧書きの規定は、H14.12.1以降適用） 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録する装置を設置すること。 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備を設置すること。 ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備を設置すること。
維 持 管 理 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ピット・クレーン方式によって廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。（ガス化燃料方式を除く。）

基 準 の 内 容

維持管理基準	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。 焼却灰の熱しやく減量が 10%以下になるように焼却すること。(廃タイヤ等に対する特例あり。) 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと。 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。 冷却設備・排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。 排ガス中のCO濃度が 100ppm 以下になるように燃焼すること。 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録すること。 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度(表1参照)以下となるように廃棄物を焼却すること。 排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定・記録すること。 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。

排ガス中のダイオキシン類濃度の基準(表1)

燃焼室の処理能力	平成 14.12.1 以降 既存施設	平成 9.12.1 以降 新設施設
4t/時以上	1ng/m ³	0.1ng/m ³
2t～4t/時未満	5ng/m ³	1ng/m ³
2t/時未満	10ng/m ³	5ng/m ³

※ 既存施設において、平成9年12月1日以後、燃焼室について許可に係る変更を行った場合は、新設施設の基準が適用されます。【廃掃法規則の附則(平9.8.29厚令65)第9条】

(5) 維持管理状況の記録・閲覧及び情報の公表

産業廃棄物の最終処分場及び焼却施設の設置者は、処分した産業廃棄物の種類や量、維持管理データ等を記録し、これを事務所に備え置き、地域住民等の生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければなりません。

また、施設の維持管理計画及び維持管理状況をインターネット等により公表しなければなりません。

【法第15条の2の3第2項、法第15条の2の4において準用する法第8条の4】

① 記録する事項【規第12条の7の5】

ア 焼却施設【1号】

記録事項	内容
・処分した産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量
・燃焼室中の燃焼ガス温度	(連続して測定すること)
・集じん器に流入する燃焼ガスの温度	・測定を行った位置
・排ガス中のCO濃度	・測定結果が得られた年月日 ・測定結果
・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	・除去を行った年月日
・排ガス中のダイオキシン類濃度（年1回以上） ・排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（6ヶ月に1回以上）（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るもの）	・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果

イ 安定型最終処分場【6号】

記録事項	内容
・埋め立てた産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量
・擁壁、えん堤等（産業廃棄物の流出防止）の定期点検	・点検を行った年月日、結果 ・措置を講じた年月日及び内容
・擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合の必要な防止措置	
・最終処分場に搬入した産業廃棄物の目視による展開検査	・各月毎の実施回数 ・安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
・周縁地下水（浸透水の影響の有無を判断できる2以上の場所から採取）の水質検査	・採取した場所 ・採取した年月日
(1) 地下水等検査項目（年1回以上） ・浸透水（採取設備から採取）の水質検査	・測定結果の得られた年月日 ・測定結果

(2) BOD 又は COD (月 1 回以上。埋立処分が終了した埋立地においては、3 ヶ月に 1 回以上)	
<ul style="list-style-type: none"> ・周縁地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置（原因調査その他の生活環境保全上の必要な措置） ・浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置（最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境保全上の必要な措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置を講じた年月日 ・措置の内容

② 記録・閲覧及び情報の公表の方法【規12条の7の3、12条の7の4】

ア 記録を採り、その記録を閲覧・公表するまでの期限

点検又は措置を行った場合は、これを行った月の翌月の末日

測定を行った場合は、結果が得られた月の翌月の末日

イ 情報の公表の方法

インターネット

(インターネットによる公表が困難な連続測定に関する維持管理情報はCD-ROMの配付や閲覧)

ウ 記録を備え置く場所

当該廃棄物処理施設

(施設に備え置くことが困難である場合は、設置者の最寄りの事務所)

エ 閲覧・公表の期間

3年間

③ 安定型最終処分場の維持管理に係る周縁地下水・浸透水の水質基準

地下水等検査項目	周縁地下水の水質基準	浸透水の水質基準
1 アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
2 総水銀	0.0005mg/リッター以下	0.0005mg/リッター以下
3 カドミウム	0.003mg/リッター以下	0.003mg/リッター以下
4 鉛	0.01mg/リッター以下	0.01mg/リッター以下
5 六価クロム	0.02mg/リッター以下	0.05mg/リッター以下
6 破壊	0.01mg/リッター以下	0.01mg/リッター以下
7 全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	検出されないこと。
9 トリクロロエチレン	0.01mg/リッター以下	0.01mg/リッター以下
10 テトラクロロエチレン	0.01mg/リッター以下	0.01mg/リッター以下
11 ジクロロメタン	0.02mg/リッター以下	0.02mg/リッター以下
12 四塩化炭素	0.002mg/リッター以下	0.002mg/リッター以下

13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/㍑以下	0.004mg/㍑以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/㍑以下	0.1mg/㍑以下
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/㍑以下	0.04mg/㍑以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/㍑以下	1mg/㍑以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/㍑以下	0.006mg/㍑以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/㍑以下	0.002mg/㍑以下
19	チウラム	0.006mg/㍑以下	0.006mg/㍑以下
20	シマジン	0.003mg/㍑以下	0.003mg/㍑以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/㍑以下	0.02mg/㍑以下
22	ベンゼン	0.01mg/㍑以下	0.01mg/㍑以下
23	セレン	0.01mg/㍑以下	0.01mg/㍑以下
24	1,4-ジオキサン	0.05mg/㍑以下	0.05mg/㍑以下
25	クロロエチレン	0.002mg/㍑以下	0.002mg/㍑以下
-	BOD	-	20mg/㍑以下
-	COD	-	40mg/㍑以下

ア 水質検査の頻度

- a 周縁地下水（2ヶ所以上）の水質検査
 - ・地下水等検査項目（23項目）について、1年に1回以上
- b 浸透水（採取設備により採取）の水質検査
 - ・地下水等検査項目（23項目）について、1年に1回以上
 - ・BOD又はCODについて、1ヶ月に1回以上
(埋立処分が終了した埋立地においては、3ヶ月に1回以上)

イ 水質検査の方法

「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月16日環境庁・厚生省告示第1号）」で定める方法による。

(6) 産業廃棄物の一般的焼却基準

産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却することが定められています。

この基準は、焼却設備の規模の大小にかかわらず、また、一般廃棄物の焼却処理にも同様に適用されます。

なお、この基準は、廃棄物を焼却する場合に最低限守るべき一般的基準として定められたものであり、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（15条施設）に該当する焼却施設の場合は、別に定める構造基準及び維持管理基準を守らなければなりません。

焼却施設の規制の内容

	基 準	必要と考えられる対策の例
燃 焼 方 法	・煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。	・隙間や破損部分がない焼却設備を用いる。 ・焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく。 ・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。
	・煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・必要な量の空気を通風させる。
	・煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する。 ・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する。
設 備 構 造	・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。	・十分な高さ及び口径の煙突を設置する。 ・送風機を設置する。
	・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。 ・外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室内に投入することができるものであること。	・隙間や破損部分がある場合には補修する。 ・廃棄物投入口にしっかりと閉じることができる扉を設置する。
	・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。 ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。	・温度計を設置する。 ・助燃バーナーを設置する。

(7) 施設の譲受け等

廃棄物処理施設の設置許可を受けた者から、次の事由により施設を承継しようとする者（法人）は、都道府県知事等の許可（または認可）を受けなければなりません。【法第15条の4において準用する法第9条の5】

① 謙受け及び借受け

廃棄物処理施設の許可施設設置者から、当該許可に係る処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）の許可を受け、設置者の地位を承継することになります。【法第15条の4、法第9条の5、規第12条の11の12】

② 合併及び分割

廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併、又は分割の場合において、当該合併、又は分割について都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）の認可を受け、合併後存続する法人若しくは設立された法人、又は分割により処理施設を承継した法人は、設置者の地位を承継することになります。【法第15条の4、法第9条の6、規第12条の11の13】

③ 相続

廃棄物処理施設の許可施設設置者の相続があったときは、相続人は、設置者の地位を承継します。

承継した相続人は、相続の日から30日以内に、その旨を都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければなりません。

【法第15条の4、法第9条の7、規第12条の12】

7 事業者・処理業者の帳簿記載

産業廃棄物の処理を適正に行う上で、廃棄物の運搬、処分について帳簿を備え記録することが義務づけられています。

帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

(1) 事業者の帳簿記載

- ① 事業者が設置している産業廃棄物処理施設（許可施設）において処理される産業廃棄物については、帳簿を備え、廃棄物の処理について記載しなければなりません。
- ② 特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、帳簿を備え、廃棄物の処理について記載しなければなりません。

記 載 事 項	
自ら運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
自ら処分	1 処分年月日 2 処分ごとの処分量 3 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
産 業 廃 棄 物	【法第12条第13項で準用する法第7条第15、16項、令第6条の4、規第8条の5】
特別管理産業廃棄物	【法第12条の2第14項で準用する法第7条第15、16項、規第8条の18】

(2) 处理業者の帳簿記載

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業者（収集運搬業・処分業）は、帳簿を備え、廃棄物の処理について記載しなければなりません。

記 載 事 項	
自ら収集運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日又は交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
収集運搬の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量
自ら処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入れ又は処分年月日 2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日又は交付番号 3 受け入れた場合には受入先ごとの受入量 4 処分した場合には処分方法ごとの処分量 5 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 交付した管理票ごとの交付又は回付されて受け入れた廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 5 交付した管理票ごとの受け入れた廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定（情報処理センターへの登録手続）による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 6 受託者ごとの委託の内容及び委託量
産業廃棄物	【法第14条第17項で準用する法第7条第15、16項、規第10条の8】
特別管理産業廃棄物	【法第14条の4第18項で準用する法第7条第15、16項、規第10条の21】

8 ダイオキシン類対策

昭和58年から、焼却施設のダイオキシン類発生が社会問題になっています。

国は、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、ごみ焼却施設等における燃焼管理や運転管理の改善を図ってきました。

その後、平成9年12月1日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき焼却施設の規制対象の拡大や、構造基準及び維持管理基準の強化が図られています。また、大気汚染防止法に基づきダイオキシン類の排出について指定物質抑制基準を定めるなど、対策が講じられてきました。

平成12年1月15日に、ダイオキシン類対策に係る基本的事項を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されています。また、この法律の制定を受けて廃棄物の処理及び清掃に関する法律等も改正されました。廃棄物焼却炉等に対するダイオキシン類に係る各種規制は、以下のようになっています。

(1) 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類規制

① 排出ガスの規制対象施設及び規制基準

廃棄物焼却炉（事業者が設置しているもの。以下同じ。）であって、火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/時以上のものについて、施設の規模ごとに特別措置法で排出基準が定められています（51頁表1参照）。そして、これと同じ基準が、廃棄物処理法第15条施設に該当する産業廃棄物焼却施設の維持管理基準として定められています。

なお、廃棄物処理法第15条施設に該当する廃棄物焼却施設については、平成9年12月1日現在、その他の施設については、平成12年1月15日現在で設置されているものが既存施設とされ、別の基準が定められています。

② 排出水の規制対象施設及び規制基準

排出ガスの規制対象施設である廃棄物焼却炉で、系外に汚水又は廃液を排出する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設、灰の貯留施設がある場合は、その施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、特別措置法で排出基準が定められています。

③ ばいじん及び燃え殻等の処分又は再生の基準

排出ガスの規制対象施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん（集じん機によって集められたものに限る。）及び焼却灰その他の燃え殻、汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）又はこれらの処理物については、ダイオキシン類の含有量を1グラム当たり3ナノグラム（1ナノグラムとは、10億分の1グラム）以下でなければ、埋立処分はできません。

④ 焼却施設の構造・維持管理基準の規制強化（50～51頁参照）

⑤ 野外焼却の禁止

平成13年4月からは、一定の構造を有する焼却施設でないと廃棄物を焼却できなくなりました。（55頁参照）

(2) 最終処分場に係るダイオキシン類規制

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場について、維持管理の基準が定められています。（45～47 頁参照）また、埋立処分を行う場合のばいじん等の飛散防止措置が定められています。

(3) その他

焼却炉の運転、点検等作業又は解体作業に従事する労働者のダイオキシン類暴露防止対策として労働安全衛生規則等が改正され、平成 13 年 6 月から施行されています。

9 ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性により、トランジスタ、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。

一方、すでに製造されたP C Bを処分するための処理施設もなく、長期にわたりほとんどが処理されず、保管が続いている状況にあることから、国は日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）に拠点的な処理施設を整備させ、処理業務にあたらせる仕組みを設けています。

このような状況から、我が国のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が公布され、同年7月15日から施行されました。

（1）保管事業者に係る特別措置法の概要

① 事業者の責務

事業者は、そのP C B廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければなりません。【特措法第3条】

② 保管等の届出

P C B廃棄物を保管している事業者は、毎年度、前年度におけるP C B廃棄物の保管及び処分等の状況に関し、届出書を当該年度の6月30日までに、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）（以下「都道府県知事等」という。）に提出することになっています。【特措法第8条、規第9条】

P C B廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に、届出書を変更前及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出することになっています。【規第11条】

※ 都道府県知事等は、毎年度、届出書を公衆の縦覧に供することとなっています。

【特措法第9条、規第22条】

③ 期間内の処分

事業者は令和9年3月31日までに、P C B廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければなりません。【特措法第10条、令第7条】

④ 謙渡し及び謙受けの制限

何人も、P C B廃棄物を謙り渡し、又は謙り受けはならないこととされています。

【特措法第17条】

⑤ 承継

事業者について相続、合併又は分割（その保管するP C B廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされています。【特措法第16条第1項】

事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、届出書を、都道府県知事等に提出することになっています。【特措法第16条第2項】

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

P C B 廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、当該事業場ごとに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。(28頁参照)

(3) P C B が使用されていた機器等

主に昭和30年（1955年）から昭和47年（1972年）の期間に製造された次の機器等に、P C B が使用されていますが、これ以外の期間の機器等についても非意図的にP C B が混入（微量P C B）しています。

種類	
トランス類	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧トランス ・低圧トランス ・柱上トランスなど
コンデンサ類	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧コンデンサ ・低圧コンデンサ ・照明用コンデンサなど
安定器	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯安定器 ・ナトリウム灯安定器 ・水銀灯安定器など
その他機器	リアクトル、放電コイル、遮断機、開閉器、整流器など

※微量（低濃度）P C Bとは、含有しているP C Bの濃度が0.5～100mg/kg程度のもの

(4) P C B 廃棄物の保管

P C B 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準に従って保管することが必要です。【規第8条の13】

また、使用中のP C B含有機器等は速やかに交換し、適正に保管して下さい。

保管基準の内容及び具体的に考えられる保管の方法は、次のとおりです。

基 準 の 内 容	保 管 方 法 等
1 周囲に囲いが設けられていること。	・保管場所に容易に他人が立ち入ることがないよう、倉庫や保管庫など施錠ができる場所で保管する。
2 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。	・掲示板は、縦横60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。 ① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。 ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類 ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
3 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。	
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
5 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。	
6 P C B 廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないようにするために必要な措置を講ずること。	・ドラム缶などの密閉容器で保管する。 ・ボイラー室など高温にさらされる場所は、避ける。
7 P C B 汚染物又はP C B 処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。	・ドラム缶などの密閉容器で保管する。

(5) 処分方法

微量P C B 汚染廃電気機器等については、無害化処理に係る大臣認定を受けた施設（環境省 HP : <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>）で処理を行っています。

(6) 罰則（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

法	違反の内容	罰則の内容
33条	1 P C B 廃棄物の譲り渡し、又は譲り受け 2 期間内処分の改善命令違反	3年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその併科
34条	保管等の届出をせず、又は虚偽の届出	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

35条	1 繙承の届出をせず、又は虚偽の届出 2 報告の徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告 3 立入検査等による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避	30万円以下の罰金
36条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記（24条～26条）の違反行為をしたとき	行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記各条（33条～35条）の罰金

